

喜多方市後援名義等の使用及び喜多方市長賞の交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、他の地方公共団体、公益法人その他の団体（以下「団体」という。）が催す講演会、展示会、競技会その他の事業（以下「事業」という。）に対し、後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び団体が開催するコンクール、競技会等において顕彰すべき者に授与する喜多方市長賞（以下「市長賞」という。）の交付の基準並びに事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体が主催する事業に対して、単に市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して後援名義の使用等を承諾することをいう。
- (2) 協賛 団体が主催する事業に対して、単に市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して協賛名義の使用等を承諾することをいう。
- (3) 共催 団体が催す事業のうち、公益性から判断して市が主催者の一として事業の運営等を行う必要があると認められる事業を行う場合に、市が団体の申請に基づいて主催者に名を連ねるほか、必要な協力を行うことをいう。

(承認等基準)

第3条 市が後援等の名義の使用の承認及び市長賞の交付（以下「後援名義の承認等」という。）を行う事業は、市の施策の推進に寄与すると認められる事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的及び内容が、市の芸術、文化、スポーツ及び産業の振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性のあるものであること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業であること。
- (3) 事業を主催する団体が参加者から入場料、参加料その他の費用（以下「入場料等」という。）を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (4) 保健衛生及び事故防止に関する措置が適切に講じられていること。
- (5) 会員等の勧誘を目的とする事業でないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 市の政治的中立性を損なうおそれのある事業でないこと。

- (8) 市の宗教的中立性を損なうおそれのある事業でないこと。
- (9) 団体の関係者が、喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（後援等の申請等）

第4条 市の後援名義の承認等を受けようとする団体は、原則として事業を実施する1月前までに喜多方市（後援・共催）名義使用承認申請書（様式第1号）又は喜多方市長賞交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 予算書（承認を受けようとする事業に関わるもの）
 - (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの及び役員名簿
 - (4) 団体の活動実績を記載した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度に同様の事業で後援名義の承認等を受けているとき、又は市長が認めるときは、前項第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（後援等の承認等）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、第3条に規定する基準に該当するか審査し、後援名義の承認等の可否を団体に通知するものとする。

- 2 市長は、後援名義の承認等をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。
- (1) 後援等の名義を「喜多方市」とすること。
 - (2) 事業を実施するに当たって生じた事故、災害等については、団体の責任において処理を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（変更申請）

第6条 前条の規定により後援名義の承認等を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、承認等を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、その変更内容が軽微な場合を除き、事業変更申請書（様式第3号）に当該変更内容を記載した書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けた場合は、前条の規定に準じ、承認等の可否の通知及び条件を付するものとする。

(事業実績報告)

第7条 承認団体は、事業の終了後速やかに、事業実施報告書(様式第4号)に事業の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、入場料等を徴収する事業を行ったものにあつては、当該事業に係る決算書を添付するものとする。

(承認等の取消し等)

第8条 市長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、その承認等を取り消すものとする。

- (1) 第3条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 承認団体が解散したとき、又は事業を取りやめたとき。
- (3) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により後援等の承認等が取り消された場合において承認団体に損害が生じても、市はその賠償の責を負わないものとする。

(事務担当課等)

第9条 後援名義の承認等に関する事務は、当該承認等に係る事業の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の承認等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。